大阪府在宅医療サービス基盤整備推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、大阪府医療計画において位置付けた「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）及び「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」（以下、「積極的医療機関」という。）の取組を推進し、在宅医療を支える地域のサービス基盤整備を行うことにより、在宅医療が円滑に提供される体制を構築するため、大阪府在宅医療サービス基盤整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和45年10月１日付け大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条 　補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次に挙げる事業とする。

（１）連携の拠点に求められる事項にかかる事業

ア 会議の開催

イ 地域の資源の把握・関係機関との調整

ウ 在宅医療にかかる研修等

エ 在宅医療の普及啓発

（２）積極的医療機関に求められる事項にかかる事業

　　　ア 他医療機関等との調整・支援

イ 非常用電源の整備

２　前項の求められる事項については、令和５年３月31日付医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」にある「在宅医療の体制構築に係る指針」第２の２（５）②及び（６）②に記載されている事項とする。

（補助対象事業者・間接補助対象事業者）

第３条　補助対象事業者は、別表の第１欄に定める者（以下「補助事業者」という。）とする。

２　間接補助対象事業者は、別表の第２欄に定める者（以下「間接補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象経費、基準額及び補助率は、別表の第５欄から第７欄のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第５条　補助金交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）別表の第４欄に定める区分ごとに、第６欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に別表の第７欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金及び間接補助金の交付申請）

第６条　規則第４条第１項の申請は、補助事業者にあっては、次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府在宅医療サービス基盤整備推進事業費補助金交付申請書（様式第１号）

（２）要件確認申立書（様式第１－２号）

（３）暴力団等審査情報（様式第１－３号）

（４）その他知事が必要と認める書類

２　規則第４条第１項の申請は、間接補助事業者にあっては、次に掲げる書類を添えて、補助事業者に提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府在宅医療サービス基盤整備推進事業費補助金交付申請書（様式第１号の２）

（２）要件確認申立書（様式第１－２号）

（３）暴力団等審査情報（様式第１－３号）

（４）その他補助事業者が必要と認める書類

３　前２項の（２）及び（３）の提出書類について、補助事業者が次の団体であるときは、提出を要さない。

　（１）独立行政法人、地方独立行政法人

　（２）国立大学法人

　（３）特殊法人

　（４）公益社団法人、公益財団法人

　（５）地方公共団体

（６）その他、知事が認めるもの

（経費配分の軽微な変更等）

第７条　規則第６条第１項第１号の知事の定める軽微な変更は、「2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合」の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府在宅医療サービス基盤整備推進事業費補助金補助事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第２号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第８条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）補助事業及び間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助事業及び間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業及び間接補助事業の完了の日（補助事業及び間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（３）補助事業及び間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

（４）この補助金及び間接補助金の交付と対象経費を重複して市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業としての取組等他の補助金等の交付を受けてはならない。

（５） 補助事業及び間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（補助対象者及び間接補助対象者が民間団体にあたっては30万円）以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（６）補助事業及び間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（７）補助事業及び間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業及び間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（８）補助事業及び間接補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、大阪府消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第３号）により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者及び間接補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　補助金及び間接補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受領した日から起算して30日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金及び間接補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第10条　規則第12条の規定による報告は、補助事業者にあっては、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了後30日以内（同条後段の規定により提出する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の４月30日まで）に、知事に提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府在宅医療サービス基盤整備推進事業費補助金事業実績報告書（様式第４号）

（２）その他補助事業者が必要と認める書類

２　規則第12条の規定による報告は、間接補助事業者にあっては、次に掲げる書類を添えて、間接補助事業の完了後30日以内（同条後段の規定により提出する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の４月10日まで）に、補助事業者に提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府在宅医療サービス基盤整備推進事業費補助金事業実績報告書（様式第４号の２）

（２）その他補助事業者が必要と認める書類

（補助金及び間接補助金の交付）

第11条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業費補助金交付請求書（様式第５号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

３　補助事業者は、規則第13条の規定による間接補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、補助事業者は、間接補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

４　前項ただし書きの規定による間接補助金の交付を受けようとする間接補助事業者は、事業費補助金交付請求書（様式第５号の２）に関係書類を添付して、補助事業者に提出しなければならない。

（検査）

第12条　知事又は補助事業者は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めたときは補助事業者又は間接補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者又は間接補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １補助事業者 | ２間接補助事業者 | ３事業名 | ４事業区分 | ５対象経費 | ６基準額 | ７補助率 |
| 連携の拠点 | ①１の補助事業者と共同して連携の拠点となっている機関②積極的医療機関 | （１）連携の拠点に求められる事項にかかる事業 | ア 会議の開催 | 会議の開催にかかる経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | １拠点当たり1,060千円　 | 10分の10 |
| イ 地域の資源の把握・関係機関との調整 | 関係機関との調整にかかる経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | １拠点当たり3,536千円　 | 10分の10 |
| ウ 在宅医療にかかる研修等 | 研修実施にかかる経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | １拠点当たり332千円 | 10分の10 |
| エ 在宅医療の普及啓発 | 普及啓発の実施にかかる経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | １拠点当たり322千円 | 10分の10 |
| 積極的医療機関 | 　 | （２）積極的医療機関に求められる事項にかかる事業 | ア 他医療機関等との調整・支援※１ | 他医療機関等との調整・支援※１やBCP策定支援にかかる経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | １医療機関当たり304千円 | 10分の10 |
| イ 非常用電源の整備※２ | 在宅人工呼吸器使用者非常用電源の購入費（備品購入費、需用費） | １医療機関当たり636千円 ただし、１医療機関当たり３台まで | 10分の10 |

※１　別表、４事業区分（２）アは、連携の拠点との情報共有のもと、積極的医療機関による体制構築等の取組等

を対象とする。

※２　別表、４事業区分（２）イは、１医療機関につき、初年度１回限りとする。